

令和6年能登半島地震により被害を受けられたCO・OP共済ご契約者さまへ
災害救助法適用地域の共済掛金払込に関する特別のお取り扱いについて

この度の災害で被害を受けられた組合員の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。CO・OP共済では、災害救助法が適用された地域に居住するご契約者さまを対象に、共済掛金の払込猶予期間を延長（最長6ヶ月間）するお取り扱いをさせていただきます。

共済掛金の払込猶予期間の延長をご希望の方は、お手数ながら以下のフリーダイヤルまでお申し出いただけますようお願い申し上げます。

○対象商品

《たすけあい》《あいふらす》《ずっとあい》《学生総合共済》

※《火災共済》《新あいあい》《マイカー共済》もこくみん共済coopの基準に準じ、受付を行います。

○災害救助法の適用地域および払込猶予期日

適用災害名	適用年月	適用市町村	猶予期日
令和6年能登半島地震	2024年1月	金沢市（かなざわし） 七尾市（ななおし） 小松市（こまつし） 輪島市（わじまし） 珠洲市（すずし） 加賀市（かがし） 羽咋市（はくいし） かほく市（かほくし） 白山市（はくさんし） 能美市（のみし） 河北郡津幡町 河北郡内灘町 羽咋郡志賀町 羽咋郡宝達志水町 鹿島郡中能登町 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町	2024年7月末日

※最新の適用地域は、内閣府のホームページをご参照ください。

災害救助法

検索

○共済掛金の払込猶予期間延長に関するお問い合わせ

コープ共済センター フリーダイヤル 受付：午前9時～午後6時、月～土（祝日営業）

0120-50-9431

※災害の規模により、払込猶予期間延長に関するお問い合わせ専用のフリーダイヤルを設ける場合があります。